

育児休業取扱通知書

殿

(事業所名)

(使用者名)

㊞

あなたが 年 月 日にされた育児休業の申出について、「育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則」第3条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。(ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。)

記

1 育児休業の期間等	<ul style="list-style-type: none">・適正な申出がなされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで育児休業をしてください。・申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を 年 月 日にしてください。・あなたは育児休業の対象者でないので育児休業をすることはできません。
2 育児休業期間中の取扱い等	<ol style="list-style-type: none">(1) 育児休業期間中については給与を支払いません。(2) 所属は のままとします。(3) <ul style="list-style-type: none">・あなたの社会保険料本人負担分は免除されます。・あなたの社会保険料本人負担分は、月現在で1月 約 円ですが、育児休業を開始することにより、月からは給与からの天引きができなくなりますので、月ごとに会社から支払請求書を送付します。指定された日までに下記へ振込むか、人事部労務課に持参してください。 <p>振込先</p> <ol style="list-style-type: none">(4) 地方税については市区町村より直接納税通知書がいきますのでそれに従って支払ってください。(5) 毎月の給与から天引きされる社内融資返済金がある場合は支払猶予の措置をうけることができますので人事部労務課に申し出てください。(6) 職場復帰プログラムを受講できますので希望の場合は人事部労務課に申し出てください。
3 育児休業後の労働条件	<ol style="list-style-type: none">(1) 育児休業後のあなたの基本給は 級 号 円です。(2) 年 月の賞与については算定対象期間に 日の出勤日がありますので、出勤日数により、日割りで計算した額を支給します。(3) 退職金の算定にあたっては、育児休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。(4) 復職後は、原則として 部で育児休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1か月前に正式に決定し通知します。(5) あなたの 年度の有給休暇は、あと 日ありますので、これから育児休業期間を除き 年 月 日までの間に消化してください。 次年度の有給休暇は、今後 日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて 日の有給休暇を請求できます。
4 その他	<ol style="list-style-type: none">(1) お子さんを養育しなくなる等あなたの育児休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に人事部労務課まで電話連絡をしてください。この場合の育児休業終了後の出勤日としては、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。(2) 育児休業期間中についても会社の福利厚生施設を利用することができます。